

平成 28 年 7 月 11 日

各 位

ファンド名 i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF
コード番号 1 4 7 7
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸
問合せ先 業務部 加藤 淳一郎 (TEL. 03-6703-4935)

上場投資信託の約款変更のお知らせ

当社を委託者とする上場投資信託について、下記の通り約款変更を行うことをお知らせいたします。なお、当約款変更につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行なっていません。

記

1. ファンド名 (コード番号)	「i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF」(1 4 7 7)
2. 変更の内容	<ol style="list-style-type: none">1. 株式以外の投資割合に関する投資制限について、同制限に従った運用ができないやむを得ない場合として規定された状況のうち、大量の追加設定交換の発生した場合等を除くことといたします。2. 取得申込みおよび交換請求時の有価証券等の引渡しが所定の期限内に行なわれないと判断された場合の対応を規定するため、所要の変更を行ないます。3. 運用の指図範囲に関する条文にオプション取引を追加いたします。4. 信託財産から支弁する費用の規定について、諸費用の定義の文言を削除いたします。5. 受益者の名義登録手続きの規定について、支払い取扱者を通じて分配金の交付を受ける受益者への対応を追加いたします。6. 信託終了時の買取請求について、指定参加者に係る具体的な対応を規定いたします。 <p>その他、約款の整備を行ないます。</p> <p>(本信託約款の変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。)</p>
3. 変更の理由	<ol style="list-style-type: none">1. 株式拋出型投資信託のため、設定および交換時に株式以外の資産の投資割合が急激に上昇することは想定されないことから、運用の実情に一層適切に対応するために当該変更を行なうことといたします。2. 信託財産の保護を一層図るため、有価証券等の引渡しが所定の期間内に行なわれないと判断された場合の対応を、規定いたします。3. 先物取引に関する条文にオプション取引を規定しており、平仄を合わせるため、運用の指図範囲に関する条文にも規定することといたします。

	<p>4. 費用に関する規定の文言の整理をいたします。</p> <p>5. 租税特別措置法施行令が改正され、特定株式投資信託の要件として株式数比例配分方式を選択した受益者への分配金支払いが追加されたため、所要の変更を行ないます。</p> <p>6. 信託終了の際の株式と受益権の交換等の具体的な対応を規定いたします。</p>
4. 届出の予定日	平成28年7月15日
5. 約款変更日	平成28年7月16日

以上

約款 新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF」

新	旧
<p style="text-align: center;">－ 運用の基本方針 －</p> <p>2. 運用方法 (3)投資制限</p> <p>① 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>3. 収益分配方針 年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。</p>	<p style="text-align: center;">－ 運用の基本方針 －</p> <p>2. 運用方法 (3)投資制限</p> <p>① 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の、50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、<u>大量の追加設定または交換が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等</u>やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>3. 収益分配方針 年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 委託者は、指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）をいいます。以下同じ。）および指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。）に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込に応ずることができるものとします。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の場合、委託者は取得申込日の本約款付表に<u>定める</u>時刻までに対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭と交換でクリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを交付します。</p> <p>⑥～⑨ (省略)</p> <p>⑩ 委託者は、第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれること</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 委託者は、指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）をいいます。以下同じ。）および指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込を行なう<u>もの</u>（以下「取得申込者」といいます。）に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込に応ずることができるものとします。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の場合、委託者は取得申込日の本約款付表に<u>記載する</u>時刻までに対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭と交換でクリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを交付します。</p> <p>⑥～⑨ (省略)</p> <p>⑩ 委託者は、第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることと</p>

<p>となる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第5項の規定にかかわらず、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる<u>価格</u>とします。）に第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑪～⑬（省略）</p> <p>⑭ 指定参加者は、委託者の指定する期限（以下「<u>引渡期限</u>」）までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託者に引渡すものとします。</p> <p>⑮（省略）</p> <p>⑯ 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託者に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「<u>全部または一部の引渡し</u>」）といいます。）を引渡期限までに行なうことが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。</p> <p>⑰ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行なうことができます。</p> <p>⑱ 前項において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。</p>	<p>なる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第5項の規定にかかわらず、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる<u>価額</u>とします。）に第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑪～⑬（省略）</p> <p>⑭ 指定参加者は、委託者の指定する期限までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託者に引渡すものとします。</p> <p>⑮（省略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>[運用の指図範囲]</p> <p>第21条（省略）</p> <p>1. ～15.（省略）</p> <p>16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、<u>有価証券に係るものに限ります。</u>）</p> <p>17. ～22.（省略）</p> <p>なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに</p>	<p>[運用の指図範囲]</p> <p>第21条（省略）</p> <p>1. ～15.（省略）</p> <p>（新設）</p> <p>16. ～21.（省略）</p> <p>なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに</p>

<p>第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>②、③（省略）</p>	<p>第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>②、③（省略）</p>
<p>[信託事務の諸費用] 第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>②（省略）</p> <p>③ 前2項に定める費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受益権の上場に係る費用 2. 対象指数についての商標の使用料 <p>④ 委託者は、前項に定める費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。</p> <p>⑤ 前項において費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。</p> <p>⑥ 前2項において費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します</p>	<p>[信託事務の諸費用] 第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、（以下、本条第2項の費用を含めて「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>②（省略）</p> <p>③ 前2項に定める諸費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受益権の上場に係る費用 2. 対象指数についての商標の使用料 <p>④ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。</p> <p>⑤ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。</p> <p>⑥ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します</p>
<p>[受益者名簿の作成と名義登録] 第45条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第8条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該</p>	<p>[受益者名簿の作成と名義登録] 第45条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第8条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称</p>

<p><u>収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者</u>にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>および住所とします。次項において同じ。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換の指図等]</p> <p>第50条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に、その権利落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は第1項の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。</p> <p>④～⑥ (省略)</p> <p>⑦ <u>指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託者の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。</u></p> <p>⑧ <u>委託者は、前項の通知を踏まえ、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。</u></p> <p>⑨ <u>前項において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じたときには、指定参加者がすべての責を負うものとします。</u></p>	<p>[交換の指図等]</p> <p>第50条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に、その権利落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は第1項の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。</p> <p>④～⑥ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>[信託終了時の交換等]</p>	<p>[信託終了時の交換等]</p>

<p>第56条（省略）</p> <p>②～⑥（省略）</p> <p>⑦ 第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。</p> <p>⑧～⑩（省略）</p> <p>⑪ <u>信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託者は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</u></p>	<p>第56条（省略）</p> <p>②～⑥（省略）</p> <p>⑦ 第1項の有価証券に交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。</p> <p>⑧～⑩（省略）</p> <p>（新設）</p>
--	--